

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月26日
【会社名】	株式会社電通国際情報サービス
【英訳名】	Information Services International-Dentsu, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 釜井 節生
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目17番 1号
【電話番号】	03(6713)6160
【事務連絡者氏名】	経理部長 酒井 次郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目17番 1号
【電話番号】	03(6713)6160
【事務連絡者氏名】	経理部長 酒井 次郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月23日開催の当社第40回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当期末の配当金は、1株につき14円とする。

第2号議案 定款一部変更の件

当社の親会社である株式会社電通が、国際会計基準（IFRS）を任意適用するとともに、グループ一体となった経営推進ならびに業績等の経営情報の適時・適切な開示による経営の透明性を更に高めることを目的として、同社およびすべての連結子会社の決算期変更を予定していることから、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更する。これに伴い、現行定款に所要の変更を行う。また、事業年度の変更に伴い、第41期事業年度は2015年4月1日から2015年12月31日の9ヵ月間とするため、経過措置として附則を設ける。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行う。

(1) 新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款に所要の変更を行う。

(2) 現行定款で引用する会社法の条文を相当条文に変更するとともに、一部字句の修正を行う。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役に釜井 節生、福山 章弘、市川 建志、上原 伸夫、梅沢 幸之助、吉本 敦、小林 明、森岡 泰郎、遠谷 信幸、一條 和生の10氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役に村山 由香里氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役に大原 猛氏を選任する。

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任監査役一條 和生氏の在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	278,354	461	731	(注)1	可決 98.85
第2号議案	278,240	575	731	(注)2	可決 98.81
第3号議案				(注)3	
釜井 節生	261,901	16,914	731		可決 93.01
福山 章弘	276,811	2,004	731		可決 98.31
市川 建志	277,071	1,744	731		可決 98.40
上原 伸夫	276,823	1,992	731		可決 98.31
梅沢 幸之助	277,008	1,807	731		可決 98.38
吉本 敦	276,665	2,150	731		可決 98.25
小林 明	277,070	1,745	731		可決 98.40
森岡 泰郎	277,053	1,762	731		可決 98.39
遠谷 信幸	262,593	16,222	731		可決 93.26
一條 和生	277,110	1,705	731		可決 98.41
第4号議案				(注)3	
村山 由香里	278,006	809	731		可決 98.73
第5号議案				(注)3	
大原 猛	256,647	22,166	731		可決 91.14
第6号議案	232,543	46,272	731	(注)1	可決 82.58

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上